

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

告示 字の区域の新設等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第千四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による国府地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日か

らその効力を生ずる。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

大字高岡字新市
王

同上の区域（昭和五十六年十二月四日現在の地番による。）
大字高岡字田中五三七の一及び五三八と一体をなす国有地の一部、大字高岡字一王のうち五五三の一の一部、五五三の二の一部、五五四の一部、五五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高岡字畑田六二六の一から六二六の六まで及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字土居ノ下六六七の四と一体をなす国有地の一部並びに大字高岡字小湫のうち六八〇の五、六八〇の六、六八八の八、六八八の九、六八九の一、六八九の二、六九〇の一、六九〇の二、六九一の四、六九一の五、六九二から六九五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字高岡字歙田

大字高岡字代田五一九の一及び五二〇と一体をなす国有地の一部、大字高岡字一王五五三の一の一部、五五三の二の一部、五五四の一部、五五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字上小湫六八九の一の一部、六八九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高岡字地場のうち七一の一の一部、七一一の一部、七一一の一、七一一の二から七一一の四までの一部、七一一の五、七一一の一部、七一九、七二〇の一部、七二〇の一、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二五及び七二六と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字高岡字小湫

大字高岡字中小湫六七六の一、六七六の二の一部、六七

<p>大字高岡字南小</p>	<p>七の二の一部、六七七の二の一部、六七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字上小湫六八〇の五、六八〇の六の一部、六八八の八、六八八の九、六八九の二の一部、六九〇の一、六九〇の二、六九一の四、六九一の五、六九二の一部、六九三、六九四の一部、六九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字下小湫六九六、六九七の一、六九七の二の一部、六九七の三、六九八の二の一部、六九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高岡字地場七一一の一部、七一一の三の一部、七一一の四の一部、七一一の八の一部、七一九、七二〇の一部、七二〇の一、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二五及び七二六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高岡字鞍ヶ坪</p>	<p>大字高岡字土居ノ下六六八の二、六六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字中小湫六七〇の一の一部、六七〇の二、六七一の一部、六七二の二の一部、六七三の一部、六七四の一部、六七五、六七六の二の一部、六七六の三、六七七の二の一部、六七七の三の一部、六七八の一部、六七九及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字上小湫六八〇の六の一部、六九二の一部、六九四の一部、六九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高岡字下小湫六九七の二の一部</p>
<p>大字高岡字新中</p>	<p>五二まで、五三の一、五四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字高岡字新片</p>	<p>大字高岡字片湫七〇一の二の一部、七〇二の一部、七〇三の一部、七〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字中瀬のうち七一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高岡字地場七一一の一部、七一一の二の一部、七一一の三の一部、七一一の四の一部、七一一の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字麻生字指上り七二二の二の一部</p>
<p>大字高岡字新板橋</p>	<p>大字高岡字下小湫六九七の二の一部、六九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字片湫のうち七〇一の二の一部、七〇二の一部、七〇三の一部、七〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高岡字中瀬七一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字地場七一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字麻生字平田六七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字麻生字片湫六八の二、六九、六九の二、七〇の二、七〇の三、七〇の四及びこれらと一体をなす国有地、大字麻生字指上り二六七の二、二六七の三、二六八から二七〇まで、二七〇の二、二七一、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字高岡字東西浦</p>	<p>大字高岡字板橋の全域、大字高岡字南西浦七五五の四、七五五の五、七五六の一部、七五七の一部、七五九、七六〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字麻生字高岡繩手二七九の二から二七九の三までの二、二七九の四、二八〇の二、二八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>大字高岡字代田 同上の区域（昭和五十六年十二月四日現在の地番による。） 大字高岡字代田のうち五一九の一及び五二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字美数字一丁</p>	<p>九の一部、七六九の一の一部、七七〇の一）合併の一部、七七一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字北西浦のうち七八二の一の一部、七八二の二、七八三の一部、七八五の一の一部、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字美数字西浦四六九の一部</p> <p>大字美数字船田四七九の四から四七九の三までの一部、四七九の四、四七九の五、四八〇の四から四八〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字美数字立媛のうち五一四、五一四の一の一部、五一四の二の一部、五一五の一の一部、五一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字美数字志町田のうち五二八の一の一部、五二八の三の一部、五二八の四、五二九の三の一部、五二九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字美数字五反田五三〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字町屋字下中溝のうち四三六の一、四三六の二、四三六の三の一部、四三七の一の一部、四三八の一の一部、四三八の二、四四一の一の一部、四四一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四三六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字町屋字中溝のうち四四四の二から四四四の四までの一部、四四四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字町屋字扇子田四五三の一、四五三の四から四五三の六まで、四五四の三、四五四の八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
-------------------------	--	----------------	---

<p>大字高岡字田中</p>	<p>大字高岡字田中のうち五三七の一及び五三八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高岡字畑田</p>	<p>大字高岡字畑田のうち六二六の四から六二六の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高岡字土居ノ下</p>	<p>大字高岡字土居ノ下のうち六六八の一、六六八の二、六六九及びこれらと一体をなす国有地並びに六六七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高岡字南西浦</p>	<p>大字高岡字南西浦のうち七五五の四、七五五の五、七五六の一部、七五七の一部、七五八から七六〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高岡字西浦七七〇の一）合併の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字高岡字西浦</p>	<p>大字高岡字西浦のうち七六六、七六六の一、七六七、七六八、七六八の一、七六九の一部、七六九の一、七七〇の一）合併の一部、七七一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字麻生字上鞍ヶ坪</p>	<p>大字麻生字上鞍ヶ坪のうち三四の一、三九の一、四〇の一、四一の一部、四二の一の一部、四四の一、四四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四四の二及び四四の四と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字麻生字下鞍ヶ坪</p>	<p>大字麻生字下鞍ヶ坪のうち四五、四六の四から四六の三まで、四七、四七の一、四七の二、四八から五二まで、五三の一、五四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字美敷字八反田</p>	<p>大字美敷字八反田のうち四八九の一から四八九の四まで、四九一、四九一の一から四九一の五まで、四九二の一から四九二の四まで、四九三、四九四、四九五の一、四九五の三、四九五の四、四九九の一、四九九の一〇、五〇四の一、五〇四の三、五一一の一、五一一の四、五一一の一、五一一の二、五一一の三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字美敷字五反田</p>	<p>四八三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字美敷字小繩手四八七、四八七の一から四八七の四まで、四八八の一、四八八の二の一部、四八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字美敷字立碓五一五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字美敷字沓町田五二八の一の一部、五二八の三の一部、五二九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字美敷字五反田五三〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字麻生字高岡繩手二七九の一から二七九の三までの一部、二八〇の一部、二八一、二八二、二八二の二の一部、二八三、二八五及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字南西浦七五七の一部、七五八及びこれらと一体をなす国有地、大字高岡字西浦七六六、七六六の一、七六七の一部、七六八、七六八の一の一部、七六九の一部、七六九の一の一部、七七〇の(一)合併の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高岡字北西浦七八二の一の一部、七八二の二、七八三の一部、七八五の一部、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>			
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字高岡字一王、大字高岡字上小湫、大字高岡字地場、大字高岡字下小湫、大字高岡字中小湫、大字高岡字中瀬、大字高岡字片湫、大字高岡字北西浦、大字高岡字板橋、大字美敷字船田、大字美敷字沓町田、大字美敷字立碓、大字美敷字南小畷、大字美敷字鯖田、大字美敷字前田、大字町屋字下中溝及び大字町屋字中溝</p>	<p>大字町屋字扇字口ヲツ谷</p>	<p>大字町屋字口ヲツ谷のうち四二八の三、四二九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字町屋字扇字田</p>	<p>大字町屋字扇字田のうち四五三の一、四五三の四から四五三の六まで、四五四の三、四五四の八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>三、四九五の四、四九九の一、四九九の一〇、五〇四の一、五一〇の三、五一一の一、五一一の四、五一二の一、五一二の二、五一三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字美敷字立碓五一四、五一四の一の一部、五一四の二の一部、五一五の一の一部、五一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字美敷字沓町田五二八の一の一部、五二八の四、五二九の三の一部、五二九の五及びこれらと一体をなす国有地、大字町屋字口ヲツ谷四二八の三、四二九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字町屋字下中溝四三六の一、四三六の二、四三六の三の一部、四三七の一の一部、四三八の一の一部、四三八の二、四四一の一の一部、四四一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四三六の三と一体をなす国有地の一部並びに大字町屋字中溝四四四の二から四四四の四までの一部、四四四の五及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第千四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る国府地区第二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】